

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS B 8009-13：2018

規格名：往復動内燃機関駆動式交流発電装置－第 13 部：安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 6 6.1 附属書 B B.1 表 B.1 箇条 10 10.1 10.1.1 B.3	箇条 6 安全要求事項及び試験 6.1 一般 発電装置は、この規格の安全要求事項及び／又は保護対策に適合しなければならない。 附属書 B JIS B 9960-1 の発電装置への適用 B.1 一般 表 B.1 箇条 10 オペレータインタフェース及び機械に取り付けた制御機器 10.1 一般事項 10.1.1 制御機器に対する一般要求事項 制御機器は、機器の配置、適切な設計などによって、不注意による誤操作が起こる可能性を最小にしなければならない。（この箇条は、JIS B 9960-1 による。） B.3 一般要求事項 電気コンポーネント及びデバイスは、その意図する用途に適しており、安全上重要な電気コンポーネントは、適用する国際規格又は国家規格に規定する安全要求事項に適合しなければならない。	
第二条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 6 6.2	箇条 6 安全要求事項及び試験 6.2 始動装置 始動装置は、手動又は自動で起動させることができなけれ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS B 8009-13：2018

規格名：往復動内燃機関駆動式交流発電装置－第13部：安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				6.3	<p>ばならない。</p> <p>6.3 停止</p> <p>全ての発電装置は、手動又は自動で作動させることができる常用停止装置を備えなければならない。</p>	
				6.8	<p>6.8 ガード</p> <p>固定ガードの固定装置は、ガードが取り外されたときに、ガード又は発電装置に付いたままの状態にならなければならない。</p>	
				6.11	<p>6.11 取扱い</p> <p>規定の重量を超える発電装置は、発電装置又はその部品をつ（吊）り上げるつり上げ装置を取り付けるための附属装置を備えなければならない。</p>	
				6.13	<p>6.13 防火</p> <p>燃料タンクは、通常の運転条件の下で燃料漏れが起こらないように設計しなければならない。</p> <p>燃料タンクの給油口は、燃料缶又は注ぎ口付きのその他の装置を直接挿入することができ、燃料が高温部に接触するおそれがないような配置及び設計でなければならない。</p>	
				6.14	<p>6.14 RIC 機関のホース、パイプ及び電気ハーネス</p> <p>ホース及び電気ハーネスは、手すり又は踏み段として利用されないことがないように配索し保持しなければならない。</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS B 8009-13：2018

規格名：往復動内燃機関駆動式交流発電装置－第13部：安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				附属書 B B.1 表 B.1 箇条 4 4.4 箇条 10 10.5 箇条 11 11.2 11.2.1 箇条 12	附属書 B JIS B 9960-1 の発電装置への適用 B.1 一般 表 B.1 箇条 4 一般要求事項 4.4 物理的環境及び運転条件 振動、衝撃及びバンプによる影響は、適切な装置を選ぶこと、装置を機械から十分離して据え付けること、又は防振器具を用いることによって回避しなければならない。（この箇条は JIS B 9660-1 による。） 箇条 10 オペレータインタフェース及び機械に取り付けた制御機器 10.5 ロータリ形制御機器 選択スイッチのような回転部のある機器は、固定部が回転しないように取り付けなければならない。（この箇条は JIS B 9660-1 による。） 箇条 11 制御装置：配置、取付け及びエンクロージャ 11.2 配置及び取付け 11.2.1 接近性及び安全性 制御装置のすべての部品は、それらの部品又は配線を外さずに識別できるような位置、向きに配置しなければならない。（この箇条は JIS B 9660-1 による。） 箇条 12 導体及びケーブル	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS B 8009-13：2018

規格名：往復動内燃機関駆動式交流発電装置－第13部：安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				12.6 12.6.1 箇条 13 13.1 B.4 B.4.2	12.6 可とうケーブル 12.6.1 一般事項 過酷な負荷で用いるケーブルは、機械的な力が加わるような取扱い及び粗い表面を引きずることによる摩耗、ガイドがないことによるねじれ、ケーブルドラムへの巻き付け・巻き戻しのとき、ガイドローラ及び強制ガイドから生じる応力に対して保護する構造をもつものでなければならない。（この箇条はJIS B 9660-1による。） 箇条 13 配線 13.1 接続及び経路 すべての接続、特に保護ボンディング回路の接続は、不測の緩みが生じないようにしっかり固定しなければならない。（この箇条はJIS B 9660-1による。） B.4 入力電源導体の接続、断路器及び開閉用機器 B.4.2 外部の保護接地システムを接続する端子 発電装置は、外部保護導体及び／又は機能接地の接続用端子を、関連電圧相導体端子の近く又は発電装置フレーム上の適切な場所に備えなければならない。	
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設	■該当 □非該当	箇条 6 6.4 6.4.1	箇条 6 安全要求事項及び試験 6.4 非常停止 6.4.1 要求事項	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS B 8009-13：2018

規格名：往復動内燃機関駆動式交流発電装置－第13部：安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第1項 続き		計されるものとする。		附属書 B B.1 表 B.1 箇条 7 7.3 7.4 箇条 8 8.2 8.2.4	非常停止装置は、遠隔操作される発電装置及び人がアクセスすることができるエンクロージャ又はコンテナ型の発電装置にあってはならない。 非常停止装置は、手で作動させるものでなければならない。通常の停止と同様に、非常停止装置の作動は、燃料の供給又は（火花点火機関の場合には）火花を確実に遮断できる装置によって作動しなければならない。 附属書 B JIS B 9960-1 の発電装置への適用 B.1 一般 表 B.1 箇条 7 装置の保護 7.3 電動機の温度上昇保護 定格が 0.5kW を超える電動機には、温度上昇保護を設けなければならない。（この箇条は JIS B 9660-1 による。） 7.4 異常温度保護 発熱する抵抗その他の開路で、著しく高温となり危険状態を招く可能性があるものには、適切な制御応答を伴う検出手段を設けなければならない。（この箇条は JIS B 9660-1 による。） 箇条 8 等電位ボンディング 8.2 保護ボンディング回路 8.2.4 保護ボンディング回路からの開閉機器の排除	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS B 8009-13：2018

規格名：往復動内燃機関駆動式交流発電装置－第13部：安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第1項 続き				8.2.8	保護ボンディング回路の導通が、プラグ・ソケット対で切り離しできる場合には、保護ボンディング回路用接点は、充電導体用接点よりも接続時には先に閉じ、切り離し時には後に開かなければならない。（この箇条は JIS B 9660-1 による。） 8.2.8 接地漏えい電流が 10mA（交流及び直流）を超える電気装置の追加保護ボンディング要求 接地漏えい電流が 10 mA（交流及び直流）を超える電気装置は、保護導体の導通性が失われたとき、電源を自動遮断しなければならない。（この箇条は JIS B 9660-1 による。）	
				箇条 14	箇条 14 電動機及び関連装置	
				14.6	14.6 機械的ブレーキ用の保護機器 機械的ブレーキのアクチュエータ（駆動部）のための過負荷保護機器及び過電流保護機器が作動した場合、それが関連する機械アクチュエータの動力も同時に非通電（開放）にしなければならない。（この箇条は JIS B 9660-1 による。）	
				B.5	B.5 感電に対する保護	
				B.5.2.1.1	B.5.2.1.1 電气的分離による保護 規定を超える推定接触電圧が、接触可能な導電性部分に触れた場合、人に生理学上有害な影響の危険を及ぼす時間が持続しないよう、保護器は、その回路又は機器の電源を自	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS B 8009-13：2018

規格名：往復動内燃機関駆動式交流発電装置－第13部：安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第1項 続き				B.5.2.1.2	<p>動遮断しなければならない。</p> <p>B.5.2.1.2 電源の自動遮断による保護</p> <p>絶縁不良検知時に給電を自動遮断するため、線路導体に漏電保護装置及び過電流保護装置を設けなければならない。</p>	
第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによつてはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 6 6.5 箇条 7 7.1 附属書 B B.1 表 B.1 箇条 10 箇条 13	<p>箇条 6 安全要求事項及び試験</p> <p>6.5 制御装置</p> <p>制御機器は、役割に応じて識別するか、それらの機能を操作説明書で説明しなければならない。</p> <p>箇条 7 取扱説明書</p> <p>7.1 要求事項</p> <p>取扱説明書は、発電装置を安全に運転できるようにするための十分な情報を提供し、発電装置の据付け、使用及び保守に関する明確な説明を示さなければならない。</p> <p>附属書 B JIS B 9960-1 の発電装置への適用</p> <p>B.1 一般 表 B.1</p> <p>箇条 10 オペレータインタフェース及び機械に取り付けた制御機器</p> <p>押しボタンのアクチュエータ及び表示灯の色は、規定の色で色分けしなければならない。（この箇条は JIS B 9660-1 による。）</p> <p>箇条 13 配線</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS B 8009-13：2018

規格名：往復動内燃機関駆動式交流発電装置－第13部：安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き				13.2.2	13.2.2 保護導体の識別 保護導体は、形状、位置、マーキング又は色によって保護導体であることを容易に見分けられなければならない。 (この箇条は JIS B 9660-1 による。)	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 6 6.14 附属書 B B.1 表 B.1 箇条 8 8.2 B.6 B.6.1	箇条 6 安全要求事項及び試験 6.14 RIC 機関のホース、パイプ及び電気ハーネス ホース、パイプ、電気ハーネス等は、摩滅、腐食などに耐えられるような設計及び材質でなければならない。 附属書 B JIS B 9960-1 の発電装置への適用 B.1 一般 表 B.1 箇条 8 等電位ボンディング 8.2 保護ボンディング回路 ボンディング接続部は、電流容量が、機械的、化学的、電気化学的な影響によって劣化しないように設計しなければならない。(この箇条は JIS B 9660-1 による。) B.6 等電位ボンディング B.6.1 保護ボンディング回路 保護ボンディング回路の全ての部分が、保護ボンディング回路の当該部分に流れるおそれのある地絡電流によって生じることがあり得る、最も強い熱的及び機械的ストレスに耐えることができる設計でなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS B 8009-13：2018

規格名：往復動内燃機関駆動式交流発電装置－第13部：安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 6 6.15 6.15.1 附属書 B B.1 表 B.1 箇条 4 4.4.3 4.4.5 箇条 13 13.4 13.4.1 13.4.5	箇条 6 安全要求事項及び試験 6.15 電装 6.15.1 発電装置 発電装置及びオペレータインタフェースは、適切な保護等級を設けなければならない。 附属書 B JIS B 9960-1 の発電装置への適用 B.1 一般 表 B.1 箇条 4 一般要求事項 4.4.3 周囲温度 電気装置は、意図する周囲温度において正常に作動しなければならない。（この箇条は JIS B 9660-1 による。） 4.4.5 高度 電気装置は、海拔 1000m までの高度で正常に作動しなければならない。（この箇条は JIS B 9660-1 による。） 箇条 13 配線 13.4 エンクロージャ外の配線 13.4.1 一般要求事項 ブッシングなどを用いてケーブル又はダクトをエンクロージャ内に引き込む手段は、エンクロージャの保護等級を低下させてはならない。（この箇条は JIS B 9660-1 による。） 13.4.5 プラグ・ソケット対による接続	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS B 8009-13：2018

規格名：往復動内燃機関駆動式交流発電装置－第13部：安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第五条 続き					プラグ・ソケット対の保護等級は、少なくとも IPXXB でなければならない。（この箇条は JIS B 9660-1 による。）	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 6 6.14 附属書 B B.1 表 B.1 箇条 11 11.4 箇条 12	箇条 6 安全要求事項及び試験 6.14 RIC 機関のホース、パイプ及び電気ハーネス ホース、パイプ、電気ハーネス等は、想定される圧力、電圧、温度などに耐えられるような設計及び材質でなければならない。 附属書 B JIS B 9960-1 の発電装置への適用 B.1 一般 表 B.1 箇条 11 制御装置：配置、取付け及びエンクロージャ 11.4 エンクロージャ、扉及び開口部 制御装置のエンクロージャは、通常の使用状態における機械的、電氣的及び熱的ストレス、並びに湿度及び他の環境要因の影響に耐え得る材料を用いて構成しなければならない。（この箇条は JIS B 9660-1 による。） 箇条 12 導体及びケーブル 導体及びケーブルは、使用条件及び外界から受ける影響、例えば、周囲温度、水又は腐食性物質の存在、機械的応力、火災の危険に対して適切なものを選択しなければならない。（この箇条は JIS B 9660-1 による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS B 8009-13：2018

規格名：往復動内燃機関駆動式交流発電装置－第13部：安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条 第1号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書 B B.1 表 B.1 箇条 6 6.1 箇条 13 13.4 13.4.5 B.5 B.5.1	附属書 B JIS B 9960-1 の発電装置への適用 B.1 一般 表 B.1 箇条 6 感電保護 6.1 一般事項 電気装置は、直接接触、間接接触による感電から人を保護する対策を備えなければならない。(この箇条は JIS B 9660-1 による。) 箇条 13 配線 13.4 エンクロージャ外の配線 13.4.5 プラグ・ソケット対による接続 プラグ・ソケット対による接続を用いる場合には、プラグ・ソケット対は、プラグの抜き差しを含むどのようなときにも、充電部に不用意に接触することを防止するタイプでなければならない。(この箇条は JIS B 9660-1 による。) B.5 感電に対する保護 B.5.1 直接接触に対する保護 電装の各回路又は部品に対しては、電源切り離した後 5 秒以内に規定の電圧以下になるような対策を適用しなければならない。	
第七条 第2号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書 B B.1 表 B.1	附属書 B JIS B 9960-1 の発電装置への適用 B.1 一般 表 B.1	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS B 8009-13：2018

規格名：往復動内燃機関駆動式交流発電装置－第13部：安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条 第2号 続き				箇条 8	箇条 8 等電位ボンディング	
				8.2	8.2 保護ボンディング回路	
				8.2.7	8.2.7 移動機械 電源を搭載する移動機械では、感電保護のために、保護導 体、電気装置の導電性構造部分、及び機械の構造を形成す る外部導電性部分のすべてを、一つの保護ボンディング端 子に接続しなければならない。（この箇条は JIS B 9660-1 による。）	
				箇条 13	箇条 13 配線	
				13.4	13.4 エンクロージャ外の配線	
				13.4.5	13.4.5 プラグ・ソケット対による接続 プラグ・ソケット対の金属ハウジングは、保護ボンディン グ回路に接続しなければならない。（この箇条は JIS B 9660-1 による。）	
				B.5	B.5 感電に対する保護	
				B.5.2.1.2	B.5.2.1.2 電源の自動遮断による保護 漏電時の遮断は、接触電圧が危険を引き起こすことがない 時間内に接触電圧の継続時間を制限できるよう、（漏電の 発生から）ごく短時間で起こらなければならない。	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受ける おそれがある内外からの作用を考慮し、か	■該当 □非該当	箇条 6 6.15	箇条 6 安全要求事項及び試験 6.15 電装	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS B 8009-13：2018

規格名：往復動内燃機関駆動式交流発電装置－第13部：安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き		つ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。		6.15.1 6.15.1.1.2 6.15.1.2 6.15.1.4 附属書 B B.1 表 B.1 箇条 6 6.2 6.2.3	6.15.1 発電装置 6.15.1.1.2 水の浸入による悪影響に対するエンクロージャ内部の機器の保護 水の浸入に対する試験後に、耐電圧試験に適合しなければならない。また、外郭の外側を注意深く拭いた後、沿面距離又は空間距離が規定する値未満に減少するおそれがある水の痕跡が絶縁上にあってはならない。 6.15.1.2 絶縁 出力回路の絶縁は、規定の絶縁抵抗試験及び耐電圧試験に基づいて検証しなければならない。 6.15.1.4 空間距離、沿面距離及び固体絶縁 沿面距離及び空間距離は、規定する値を下回ってはならない。 附属書 B JIS B 9960-1 の発電装置への適用 B.1 一般 表 B.1 箇条 6 感電保護 6.2 直接接触に対する保護 6.2.3 絶縁物による充電部の保護 絶縁物で保護する充電部は、破壊しなければ除去できない絶縁物で完全に覆わなければならない。(この箇条は JIS B 9960-1 による。)	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS B 8009-13：2018

規格名：往復動内燃機関駆動式交流発電装置－第13部：安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 6 6.13 6.13.1 6.13.2 6.14 6.14.1 附属書 B B.1 表 B.1 箇条 11 11.2.3	箇条 6 安全要求事項及び試験 6.13 防火 6.13.1 一般 設計においては、パイプの配索、リザーバの位置、漏れ、充填及び排液に関し、可燃液体又はガスに伴う危険を考慮しなければならない。 6.13.2 要求事項 燃料タンクの給油口は、燃料缶又は注ぎ口付きのその他の装置を直接挿入することができ、燃料が高温部に接触するおそれがないような配置及び設計でなければならない。 6.14 RIC 機関のホース、パイプ及び電気ハーネス 6.14.1 要求事項 ホース及びパイプアセンブリで、可燃液体又はガスを高温表面上に漏出させるおそれのあるものは、液体が高温表面上に流れ出ないようにガードしなければならない。 附属書 B JIS B 9960-1 の発電装置への適用 B.1 一般 表 B.1 箇条 11 制御装置：配置、取付け及びエンクロージャ 11.2.3 熱の影響 発熱する構成部品（例えば、放熱器、電力用抵抗器）は、周囲の各部品の温度が許容値以内になるように配置しな	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS B 8009-13：2018

規格名：往復動内燃機関駆動式交流発電装置－第13部：安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					なければならない。（この箇条はJIS B 9660-1による。）	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 6 6.5 6.5.1 6.8 6.8.3 6.8.3.1 6.8.3.4	箇条 6 安全要求事項及び試験 6.5 制御機器 6.5.1 設計、安全性及び機械的強度 機関運転中に手動で作動しなければならない制御機器の表面温度は、規定の限度値以内でなければならない。 6.8 ガード 6.8.3 高温表面に対するガード 6.8.3.1 一般 人が触れる可能性があるガードの温度は、制限温度を超えてはならない。 6.8.3.4 低出力発電装置に対する要求事項 制御機器に隣接する接触可能な表面、発電装置の運搬用ハンドル及びそれに隣接する接触可能な表面は、規定の温度を超えてはならない。 発電装置を停止させた後の冷却期間中の排気系等に、誤って接触することによって重度のやけどを負うリスクを制限するためのガードを備えなければならない。	
第十一 条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 6 6.5 6.5.1	箇条 6 安全要求事項及び試験 6.5 制御機器 6.5.1 設計、安全性及び機械的強度	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS B 8009-13：2018

規格名：往復動内燃機関駆動式交流発電装置－第13部：安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第1項 続き		を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。		6.8 6.8.2 6.9 6.9.1 6.9.2	<p>手動の制御機器上又はその付近の鋭いエッジ部又は角部は、除去しなければならない。</p> <p>6.8 ガード</p> <p>6.8.2 機械的危険に対するガード 発電装置のファン、ベルト、チェーンなどの可動部は、無意識に直接接近してしまうことを防止できるよう配置又は囲わなければならない。</p> <p>6.9 低出力発電装置の安定性</p> <p>6.9.1 非運転時 発電装置は、非運転時に適切な安定性がなければならない。</p> <p>6.9.2 運転時 発電装置は、勾配が4° までの設置面での運転で異常があってはならない。</p>	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条6 6.5 6.5.1	箇条6 安全要求事項及び試験 6.5 制御機器 6.5.1 設計、安全性及び機械的強度 発電装置の RIC 機関の制御機器は、手動の制御機器は、規定の力に耐えられる設計であり、ハンドル、ノブ、グリップ、レバー、その他これらに類するものについては、規定の引張力に耐えなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS B 8009-13：2018

規格名：往復動内燃機関駆動式交流発電装置－第13部：安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項 続き				6.12	6.12 機械的強度 発電装置は、通常の運転の枠内での手荒な扱いに耐えられるような設計でなければならない。損傷した場合に安全性を損なう可能性がある部品は全て、十分な機械的強度をもっていないなければならない。	
				6.13	6.13 防火 燃料タンクは、次の規定を満足しなければならない。 1) 通常の手扱いに耐えられるように固定する。 2) 通常の手扱い中の衝撃に十分耐えられる強度であるか、このような衝撃から保護する。	
				6.14	6.14 RIC 機関のホース、パイプ及び電気ハーネス ホース及びパイプアセンブリで、可燃液体又はガスを高温表面上に漏出させるおそれのあるものは、規定圧力に耐えなければならない。	
				B.6 B.6.1	B.6 等電位ボンディング B.6.1 保護ボンディング回路 保護ボンディング回路の全ての部分は、最も強い熱的及び機械的ストレスに耐えることができる設計でなければならない。	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体	■該当 □非該当	簡条6 6.19	簡条6 安全要求事項及び試験 6.19 ガス状及び粒子状排気物質	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS B 8009-13：2018

規格名：往復動内燃機関駆動式交流発電装置－第13部：安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十二 条続き	傷の防止	に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。		6.20	排気は、発電装置のコントロールパネルから遠ざかる方向へ導かなければならない。屋内での使用を意図した発電装置の場合、排気は屋外へ導かなければならない。 6.20 排液 燃料、冷却水及び潤滑油を、こぼさずに排液するための備えがなければならない。	
第十三 条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 6 6.1	箇条 6 安全要求事項 6.1 発電装置は、この規格の安全要求事項及び／又は保護対策に適合しなければならない。 また、JIS B 9700(機械類の安全性—設計のための一般原則—リスクアセスメント及びリスク低減)の一般原則に適合した設計でなければならない。	JIS B9700 では電磁放射、電離放射についてリスクアセスメントの実施を規定。 業界団体の検証で携帯発電機によって発生する電磁波は人体に危害を及ぼすレベルではないことを確認。
第十四	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれが	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書 B B.5 B.5.2.1.2	附属書 B JIS B 9960-1 の発電装置への適用 B.5 感電に対する保護 B.5.2.1.2 電源の自動遮断による保護	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS B 8009-13：2018

規格名：往復動内燃機関駆動式交流発電装置－第13部：安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十四 条続き		ないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。			発電装置において、過負荷又は出力端子を短絡した状態で30分間運転（保護装置が動作したときは、そのときまで運転）した場合において、感電、火災及び傷害を生じるおそれがあることはない。	
第十五 条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 6 6.5 6.5.1 B.1 表 B.1 箇条 5 5.4	箇条 6 安全要求事項及び試験 6.5 制御機器 6.5.1 設計、安全性及び機械的強度 発電装置の RIC 機関の制御機器は、突然作動することがあってはならない。 B.1 一般 表 B.1 箇条 5 入力電源導体の接続、断路器及び開閉用機器（この箇条は JIS B 9660-1 による。） 5.4 予期しない起動を防止するための開路用機器 機械の電気装置には、予期しない起動を防止するための開路用機器を備えなければならない。	
第十五 条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書 B B.1 表 B.1 箇条 7 7.3	附属書 B JIS B 9960-1 の発電装置への適用 B.1 一般 表 B.1 箇条 7 装置の保護（この箇条は JIS B 9660-1 による。） 7.3 電動機の温度上昇保護 温度保護機能が作動した後の電動機の自動再起動が、危険状態を招く、機械を損傷する、又は工程中の工作物を損傷	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS B 8009-13：2018

規格名：往復動内燃機関駆動式交流発電装置－第13部：安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					する可能性がある場合は、このような自動再起動を防止しなければならない。	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な停止によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書 B B.1 表 B.1 箇条 8 8.2 8.2.6 8.2.8	附属書 B JIS B 9960-1 の発電装置への適用 B.1 一般 表 B.1 箇条 8 等電位ボンディング 8.2 保護ボンディング回路 8.2.6 保護導体の接続点 すべての保護導体の接続には、接続する導体の断面積及び特性に適する手段を用いなければならない。(この箇条は JIS B 9660-1 による。) 8.2.8 接地漏えい電流が 10mA (交流及び直流) を超える電気装置の追加保護ボンディング要求 接地漏えい電流が 10 mA (交流及び直流) を超える電気装	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS B 8009-13：2018

規格名：往復動内燃機関駆動式交流発電装置－第13部：安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					置の保護導体は、規定の断面積をもつものでなければならない。（この箇条は JIS B 9660-1 による。）	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書 B B.1 表 B.1 箇条 4 4.4 4.4.2	附属書 B JIS B 9960-1 の発電装置への適用 B.1 一般 表 B.1 箇条 4 一般要求事項 4.4 物理的環境及び運転条件 4.4.2 電磁両立性 電気装置は、意図する運転環境において正しく機能するように、電磁妨害に対する適切なイミュニティを持たなくてはならない。（この箇条は JIS B 9660-1 による。）	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書 B B.1 表 B.1 箇条 4 4.4 4.4.2 B.3 B.3.3 B.3.3.1	附属書 B JIS B 9960-1 の発電装置への適用 B.1 一般 表 B.1 箇条 4 一般要求事項 4.4 物理的環境及び運転条件 4.4.2 電磁両立性 電気装置は、その意図する運転環境において適正であるとされるレベルを超える電磁妨害を発生してはならない。（この箇条は JIS B 9660-1 による。） B.3 一般要求事項 B.3.3 物理的環境及び運転条件 B.3.3.1 電磁両立性	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS B 8009-13：2018

規格名：往復動内燃機関駆動式交流発電装置－第13部：安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十八条続き					JIS B 9960-1 の4.4.2 参照。 さらに、発電装置は、CISPR 12 を満足しなければならない。	
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全に必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 6 6.5 6.6 6.8 箇条 8 8.1	箇条 6 安全要求事項及び試験 6.5 制御機器 機関制御機器上の表示は、容易に消えてはならない。 非常停止制御ハンドル又はボタンは、目立つ配置及び形状であり、他の制御機器と識別できるよう、その色が赤でなければならない。 6.6 監視装置 監視計器は、当該計器上又はその付近に、規定による記号、又は監視する装置に応じた表記によって識別しなければならない。 6.8 ガード ガードを設けても温度を制限温度の限界値以下に下げられない場合には、警告マークを当該ガード上又は付近に追加取付けして、発電装置の使用者に対し、やけどの危険があることを警告しなければならない。 箇条 8 安全ラベル 8.1 要求事項 安全ラベルは、はっきりと視認及び判読可能で、容易に消	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS B 8009-13：2018

規格名：往復動内燃機関駆動式交流発電装置－第13部：安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十九条続き				箇条9 9.1	<p>すことができないものでなければならない。</p> <p>箇条9 表示</p> <p>9.1 要求事項</p> <p>発電装置には、ヘルツ単位の定格周波数、ボルト単位の定格電圧、アンペア単位の定格電流等の情報を、読みやすく、かつ、容易に消えないように表示しなければならない。</p>	
第二十条第1号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限る、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS B 8009-13：2018

規格名：往復動内燃機関駆動式交流発電装置－第13部：安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十 条第2号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十 条第3号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—		—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS B 8009-13：2018

規格名：往復動内燃機関駆動式交流発電装置－第13部：安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十条第4号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用ものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	－	－	－